

第一百二回国会 大蔵 委員 會議 録 第四 号

昭和六十年二月八日(金曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

- 税制及び税の執行に関する小委員
加藤 六月君
熊谷 弘君
笹山 登生君
塩島 大君
中川 昭一君
平沼 越夫君
山崎武三郎君
山中 貞則君
伊藤 茂君
沢田 広君
野口 幸一君
坂口 力君
矢追 秀彦君
玉置 一弥君
正森 成二君

金融及び証券に関する小委員

- 大島 理森君
熊谷 弘君
瓦 力君
熊川 次男君
笹山 登生君
塩島 大君
田中 秀征君
平沼 越夫君
上田 卓三君
川崎 寛治君
沢田 利久君
古川 雅司君
宮地 正介君
米沢 隆君
箕輪 幸代君
熊川 次男君

金融及び証券に関する小委員長

- 大島 理森君
熊川 次男君
糸山英太郎君
大島 理森君
金子原二郎君
中川 秀直君
東 力君
宮下 創平君
山岡 謙蔵君
山崎武三郎君
伊藤 茂君
沢田 広君
武藤 山治君
宮地 正介君
矢追 秀彦君
安倍 基雄君
箕輪 幸代君
中川 秀直君
金融機関の週休二日制に関する小委員
金子原二郎君
田中 秀征君

昭和六十年二月八日(金曜日) 午後零時十分開議
金融機関の週休二日制に関する小委員長
堀之内久男君

出席委員

- 委員長 越智 伊平君
理事 熊谷 弘君
理事 熊川 次男君
理事 上田 卓三君
理事 野口 幸一君
理事 米沢 隆君
糸山英太郎君
大島 理森君
加藤 六月君
金子原二郎君
瓦 力君
笹山 登生君
塩島 大君
田中 秀征君
中川 昭一君
東 力君
藤井 勝志君
宮下 創平君
山岡 謙蔵君
伊藤 茂君
川崎 寛治君
沢田 広君
沢田 利久君
藤田 高敏君
武藤 山治君
石田幸四郎君
古川 雅司君
矢追 秀彦君
安倍 基雄君
玉置 一弥君
正森 成二君
箕輪 幸代君
出席國務大臣
大蔵 大臣 竹下 登君
出席政府委員
大蔵政務次官 中村正三郎君
大蔵省主税局長 梅澤 節男君

委員外の出席者

- 大蔵省証券局長 岸田 俊輔君
大蔵省国際金融局長 行天 豊雄君
国税庁直税部長 兼国税庁次長 富尾 一郎君
農林水産大臣官房審議官 京谷 昭夫君
大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

委員の異動

- 一月三十一日
正森 成二君 補欠選任 松本 善明君
二月一日
松本 善明君 補欠選任 正森 成二君
一月五日
金子原二郎君 補欠選任 小杉 隆君
中川 昭一君 住 榮作君
東 力君 田中 龍夫君
同日
小杉 隆君 補欠選任 金子原二郎君
住 榮作君 中川 昭一君
田中 龍夫君 東 力君
一月三十一日
舞台芸術の入場税撤廃に関する請願(阿部昭吾君紹介)(第一三五七号)
同(江田五月君紹介)(第一三五八号)
同(菅直人君紹介)(第一三五九号)
同(近藤豊君紹介)(第一三六〇号)

- 同(辻一彦君紹介)(第一三六一号)
同(田中克彦君紹介)(第一三八五号)
同(田邊誠君紹介)(第一三八六号)
同(横江金夫君紹介)(第一三八七号)
同(市川雄一君紹介)(第一四二四号)
同(河村勝君紹介)(第一四二五号)
同(駒谷明君紹介)(第一四二六号)
同(塩田晋君紹介)(第一四二七号)
同(新村源雄君紹介)(第一四二八号)
同(田中恒利君紹介)(第一四二九号)
同(中川嘉美君紹介)(第一四三〇号)
同(西田八郎君紹介)(第一四三二号)
同(渡辺朗君紹介)(第一四三三号)
同(富塚三夫君紹介)(第一四三五号)
同(不公平税制是正等に関する請願(中林佳子君紹介)(第一三六二号)
同(河野正君紹介)(第一四三四号)
同(小林恒人君紹介)(第一四三五号)
同(新村勝雄君紹介)(第一四三六号)
同(村山富市君紹介)(第一四三七号)
同(矢山有作君紹介)(第一四三八号)
同(日本債券信用銀行の融資状況調査に関する請願(兒玉末男君紹介)(第一四七四号)
二月一日
单身赴任者の税制上の優遇制度に関する請願(志賀節君紹介)(第一五〇一号)
舞台芸術の入場税撤廃に関する請願(安倍基雄君紹介)(第一五〇二号)
同(阿部末喜男君紹介)(第一五〇三号)
同(小川国彦君紹介)(第一五〇四号)
同(春日一幸君紹介)(第一五〇五号)
同(瀬崎博義君紹介)(第一五〇六号)
同(玉城栄一君紹介)(第一五〇七号)
同(中島武敏君紹介)(第一五〇八号)

いたします。(拍手)

- 同(藤田スミ君紹介)(第一五〇九号)
- 同(水谷弘君紹介)(第一五〇一〇号)
- 同(佐藤祐弘君紹介)(第一五九六号)
- 同(藤田スミ君紹介)(第一五九七号)
- 自動車関係諸税の増税反対等に関する請願(安倍基雄君紹介)(第一五二二号)
- 同(小泉純一郎君紹介)(第一五二二号)
- 同(遠藤和良君紹介)(第一五八七号)
- 同(近江巳記夫君紹介)(第一五八八号)
- 同(坂井弘一君紹介)(第一五八九号)
- 同(玉城栄一君紹介)(第一五九〇号)
- 同(橋本文彦君紹介)(第一五九二号)
- 同(水谷弘君紹介)(第一五九二号)
- 同(森本晃司君紹介)(第一五九三号)
- 同(数仲義彦君紹介)(第一五九四号)
- 同(吉浦忠治君紹介)(第一五九五号)

増税なき財政再建に関する請願(有島重武君紹介)(第一五八六号)

本日の會議に付した案件

税制に関する件

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件

○越智委員長 これより會議を開きます。

この際、新たに就任された大蔵省証券局長及び国税庁次長心得から、それぞれ発言の申し出がありますので、順次これを許します。岸田証券局長。

○岸田(後)政府委員 佐藤前証券局長が先月末死去いたしましたことに伴いまして、本日証券局長を拝命いたしました岸田でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○越智委員長 富尾国税庁次長心得。

○富尾政府委員 本日付で国税庁次長心得を拝命いたしました富尾でございます。よろしくお願いいたします。

○越智委員長 税制に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。沢田広君。

○沢田委員 貴重な時間でありますが、委員長にも特に要望しておきます。大蔵委員会が、昼飯のときとか夜なべとか、こういう不健全な審議状態を続けていくことは、やはり蔵入委員会の権威に關係することでもありませんし、ひいては委員長の権威にも影響する、こういうことにもなるので、鋭意これから努力されることを望みます。特にきょうは水田の再編という、いわゆる日本の食糧の主体をなすものでありまして、各野党もそれぞれ御発言をする用意もあつたようでありまして、私も極めて協力的に対応するというので、私がかわつてというか、質問することにはいたしません。念のため申し添えておきたいと思つてます。

まず第一に、これは簡明にお答えをいただきたいのでありますが、今日までずっと減反を行つてまいりました、その年次別の実績、そしてこれに要した経費。例えば来年度は二千三百九十億、予算に計上されております。今日までの減反の年次別の実績、そしてこれに支払つた経費、その点まづお伺いいたします。

○京谷説明員 ただいまのお尋ねの米の生産調整の経過でございますが、御承知のとおり四十年代中葉から米の過剰が発生をいたしまして、昭和四十四年から、いわゆる米の減反のための施策を今日まで続けてきておるわけでございます。

施策内容につきましては、時の経過で若干の変動はございますけれども、四十四年、四十五年につきましては、やや臨時応急的な措置ということとございまして、四十六年以降、多少長期的な年次計画をもちまして進めてきておるわけでございます。

米の需給事情に応じまして、年ごとに目標面積

あるいはその実績が変動しておりますが、大変大まかに申し上げますと、四十五年から五十二年にかけての状況は、数量をいたしまして百万トンないし二百万トンの米の減産をするということとで推移をしております。その後、五十二年以降、今日の状態、現在進めております水田利用再編対策という形をとりまして、十年間の計画を進めておるわけでございますが、これも御承知のとおり、五十三年から三十九年の第一期の時期におきましては、面積をいたしまして四十万ないし五十万ヘクタールの転作を行つてきております。それから、第二期に当たりまして五十六年から五十八年の時期におきましては、実績をいたしましては六十五万ヘクタール強の転作を行つておる状況でございます。

それから、現在進めておりますこの水田利用再編対策の第三期の時期でございますが、御承知のとおり、五十九年から六十一年までの計画でただいま進めておるわけでございますけれども、その実績をいたしまして、五十九年度は六十二万一千ヘクタールの転作、それから本年度の六十年度の目標をいたしましては、米の需給事情を勘案をいたしまして、一応目標をいたしまして五十七万四千ヘクタールを目途にしておるといふ状況に相なつております。

また、ただいま申し上げましたような減反を実施していくために、御承知のとおり奨励金を、御参加いただいている農家に交付をしております。その金額、五十九年まで約三兆二千億程度の総額になっております。六十年度予算におきましては、奨励補助金といたしまして二千二百三十七億円を予定をいたしまして、ただいま御提案申し上げております六十年度予算に盛り込んでおる次第でございます。

○沢田委員 続いて五十三年から例をとりまして、五十三年の生産量、これは実績で言いますと、千二百五十九万トン、五十四年千九百九十六万トン、五十五年九百七十五万トン、五十六年一千二百六万トン、五十七年一千二百七十七万トン、五十

八年一千三十七万トン、この実績で、減反は十分に生産性が補われているという実績が出ておりますが、そういうふうには理解してよろしいですか。

○京谷説明員 米の生産調整を繰り込んだ上で現実に行われた米の生産数量は、ただいま先生から御指摘のあつたとおりでございます。そういった生産量を前提といたしまして、おおむね米の需給事情につきましては安定した状況が確保されておるといふふうには考えておりますけれども、ただ、御承知のとおり、五十五年から四十九年にわたりますが不作の状況がございまして、短期的に見ますとやや窮迫の状況が出たことも事実でございますが、大勢として見ますと、この米の生産調整を通じて非常に大量の過剰状態が発生することを防ぎ得たというふうには考えております。

○沢田委員 時間がないですから、余計なことは言わなくていいです。じゃ水田転換のいわゆる効果、どれだけの転換が行われて、どれだけつづれてきたのか、そしてその転換の作物、いわゆる耕作物、作別と種類別の面積はどの程度なのか、この点お聞かせいただきたいと思います。

○京谷説明員 米の生産調整のための施策によりまして、私どもといたしましては、米以外の農産物への転換を進めたいということで行つておるわけでございます。

その状況を最近時、五十九年度の実施状況で御説明をいたしますと、総体として転換面積の全体が六十二万一千ヘクタールでございますが、そのうちの八四%に当たる約五十二万ヘクタールに麦、大豆、野菜等といった転作物が栽培をされておるといふ状況でございます。

○沢田委員 もういいです。これは口頭じゃなくても、後で資料でひとつ委員長、提示していただくように。これ以上、どれがどうと細かく聞いても仕方がありませんから、水田転換の後の作付がどうなつて、どういふものにかわつて、いわゆる減失したものはどのくらいか、それは後で資料として提出していただくようにお願いいたします。

○越智委員長 わかりました。

○沢田委員 では、続いて次に参りますけれども、今税制上の優遇措置をとつていてというのでありますが、聞くところによると、ほとんどが非常に少ない金額になつてきた。さつきは、今二千二、三百億ぐらいの金額である、総枠で。そうすると、ほとんど一時所得の対象とならない分が多い、また、事実上なつても課税対象にはならない。そういう状況だから、現実的には無申告の人がほとんどになつてしまふのではないのか。一部北海道程度に散在するかどうかというくらいな、実態はそうなのじゃないかというふうにも言われるわけでありすが、その点はいかがでしょうか。

○富尾政府委員 お答えをいたします。

いろいろそういう例につきましては、私どもとしては取り扱い、区々ございますが、基本的にはそれぞれの補償等の実態に応じて扱いをするということになつております。資産の譲渡につきましてはこれを譲渡所得または山林所得に、その他のいわゆる収益の補償的なものにつきましては事業所得などというふうな原則的には区分をいたしますが、なお実態等よく伺つた上で、どうするかは決めさせていただきますというところでございます。

○沢田委員 これは十年も続けてきているんですよ。毎年毎年我々やつてきています。ただ、その結果がちつとも判明しない。今の答弁でもほとんど——あなた、なつたばかりだから、これ以上いじめちゃかわいそうかもしれないが、さっぱりわからない。要すれば、農林の方も把握してなければ業務の方も把握してない。我々は農民の方々のために、これは無理に減反させられたんだから、その点はいかにさうだからという気持ちで今一生懸命こうやつてやつていっているわけで、それが税法上どういう効果を持つたのか、どういふ影響を与えているのか、その辺は、きょうはいいですが、引き続きその効果なりあるいはマイナス面なりについては調査をしていただく。せつかくの議員提案として、法案として国会で決めることですか

ら、それがちつともプラスもマイナスもわからぬ、こういうことは許されることではないといふふうに思いますから、どれだけ効果があつたかなかつたか、そういう点についての改めての点検を特に委員長から要請していただきたいと思います。これはこの前も言ったことで、その後全然進んでないということでは困る話ですから、特に要請をしておきたいと思ひます。いいですね。

○越智委員長 できるだけ努力してください。

○富尾政府委員 この問題は農林省とも関係があると思ひますので、協議をした上でできるだけの対応をさせていただきます。

○沢田委員 続いて、優遇措置はさつき言つたように、強制減反に対する、農民に対する思いやりだ、そういうことで申告義務あるいは一時所得としての課税対象から外す、こういうことになつたもののだと思ひますが、議会の意思を行政府としてはどのように受けとめていられるのか、その辺の解釈をまずお聞かせいただきたい。

○中村(正三郎)政府委員 この措置は、米の過剰傾向というのを背景として、農家に転作等を要請するという国の施策に基づく異例の措置として、議員立法によつて講じられていられるものでございまして、このように議員提案が国会の意思として政策的配慮に基づいてとられる措置であるというところで、稲作転換の必要にかんがみ、あえて反対いたしませんという発言を毎年大臣がしているところでございます。

○沢田委員 だから、例えばこの前の国会でも雪おろしの費用を免税にしたこともありすが、これは引き続きいて免税措置として継続しているの解釈してよろしいですか。

○富尾政府委員 先生がおっしゃいました雪おろしの費用につきましては、現在雑損控除の適用対象として、私ども取り扱いをさせていただきます。

この問題につきましては、私どもとして手元にございます資料に基づいて申し上げますと、昭和五十八年中に雪おろし費用として支払いをいたし

ました費用を申告上控除してまいりました申告書が、五十八年分として合計で百三十九件提出されておりまして、この問題につきましてはかなり御利用あつたものと私どもは理解しております。

○沢田委員 十三万九千件じゃないですか。百三十九件ですか。

○富尾政府委員 私どもとして申告書の上で雪おろし費用を控除したものでございます。実は雪おろし費用につきましては、いわゆる災害関連費用というところでございますので、実際にかつた費用から五万円を控除した金額を税務上控除するということになつておりますので、五万円未満の場合にはこの制度に乗つてきておりませんが、そういうことも含めて、五十八年度の場合にはそういうことになつたかと思ひます。ちなみに、昭和五十六年分について私どもが調査しておりますが、この際には合計で五千三百件ほどの適用がございました。

○沢田委員 続いて、こういうようなものと関連して、ダムなんかによつて埋没される家庭には、補償料その他適正に払われるわけでありすが、けれども、家をなくし土地をなくしていく人々たちについてさらに配慮をしていく。こういうことも同じ路線にあるのではないかと、こういうことで、これはちなみの例に挙げたのでありますが、そういうふうにも思われるのでありますけれども、その点はいかがでしょうか。

○富尾政府委員 ダムの補償ということにつきましては、実はいろいろ理由に基づく補償があるわけでございます。資産を譲渡した対価としての補償もございまして、営業の補償というものもございまして、先生のおっしゃる移転に伴う補償というものは、実はいろいろのものを含んだものでございまして、その実情に応じてどういふものに対する補償かということを個々に当たらしめていただきたいと思います。ちよつと一概には申し上げられない面がございますが、私どもとしては、そういう補償につきましてはそれぞれの規定を適用し、実情に沿つた取り扱いをするように努めてい

るところでございます。

○沢田委員 もう時間の関係がありますから次にいきますが、今後の食糧事情、展望と対応、特にこれからは遺伝子工学などの発展によつて、多収籾米なんというものはどんどんできてくるだろうと思ひます。寒さに強い米もできてくるだろうと思ひます。そうすると、さらにこれは減反を進めていかなければ、収穫量はさらにオーバーしてしまふ。こういうことにはなるのではないかとと思ひますが、今後の米作への展望と対応についてお答えをいただきたい、こういうふうにお思ひます。

○京谷説明員 米は、先生御承知のとおり、我が国の国民食糧の大宗を占める地位は今後も続いていくというふうな展望をしております。そういう中で、ただいまお話しございましたように、米の生産性を上げるために遺伝子工学と申しますか、いわゆるバイオテクノロジーを活用した新しい品種の創出といったような形で、従来よりも高テンポで生産力を高める可能性は、まだ大分時間がかかると思ひますけれども、そういう可能性を秘めておるわけでございます。

一方、消費面ではかなり停滞の度を加えておるといふこともございまして、潜在的に見ますと過剰の傾向を持っておりますので、私どもこれまで進めてきておりますこの生産調整という考え方を米以外の作物へ何とか転換、定着をさせていくことが必要であると思ひます。先生御指摘のような、これまでの技術的な改良等を足場に生産性をより一層高めて、コストの安い米づくりが行われ、かつまた需給面において過剰を発生しないような手当てというものを考えていく必要があるというふうにご考慮をいただきたいと思います。

○沢田委員 次に、今までの減反のやり方などありますが、耕作権というものがあるために、虫食いの状態に減反が行われる。そうしますと、一つの雑草地が生まれると他の隣接の農地は大変損害を受ける。また、埋め立てなどが行われますと、

用水の供給にも支障がある。あるいは排水にも支障があるし、あるいは缶の捨て場所になつてしまふ。こういうことで、他の隣地が非常に迷惑を受けるということが今日までの現状であつたと思ふのです。ですから、本人の意思を尊重することはいいのでありますが、地域的に見ると、この虫食いの状態の減反のやり方というのは、他の迷惑なり損害、公費のむだが多くなる、こういうふうな思ひます。その点の反省はないですか。その点お聞かせいただきます。

○京谷説明員 従来から進めております米の生産調整、実は全国で三百万戸に上る稲作農家の協力を得て行つておるわけでございますが、先生御指摘のとおり、この生産調整に対する対応が非常に虫食いの行われるケースがありまして、転作生産そのものの生産性向上問題があるとか、あるいは残存して行われる稲作にいろいろな意味で影響を与えるというケースがございまして、何とか転作の形態を場所的に固まつた状態、圃地化を進めるといふことが大変大きな課題であると私どもも認識しておるわけでございます。

そのために、御承知のとおり、五十六年から始めております第二期対策の中に、その圃地化を進めるための特別の加算制度を設けたところでございますし、また、五十九年から発足をしております第三期対策におきましても、圃地化を推進するための特別の加算制度を繰り込んで、内地でございまして一ヘクタール単位、北海道でございまして三ヘクタールというふうな基準を設けまして、圃地化転作の推進に心がけておるところでございます。

五十九年の状況で申しますと、私どもの申し上げておりますこの圃地化の要件に当てはまる転作が全体の三〇〇程度になつておりますが、地方公共団体あるいは生産者団体等を通じて、御指摘のように圃地化の比率がさらに一層進みますよう努力してまいりたいと思つております。

○沢田委員 その心がけは結構でありますけれども、

も、実質上はそういう状況がなくならないということ、立法措置が何かを必要とするんじゃないのかというふうな思ふのであります。もしこのままでただ呼びかけているだけでは、恐らくこれはなくならないだろう、かえつてその弊害を多くするのではないのかというふうな思ひます。これは今お答えはできないかも知れませんが、検討の材料として——今の答弁ではちよつと了解しがたいのであります。恐らくあなたの方でございまして、そういふふうなことで立法措置を含めて対応を検討してほしい、こういうふうな思ひますが、いかがですか。

○京谷説明員 御承知のとおり、現在進めております水田利用再編対策の基本は、法律制度等に基づく強制的なものではなくて、あくまで稲作農家の理解と御協力を賜つて、自主的な運動として進めておるわけでございます。その中にありまして、先生御指摘のような圃地化の推進ということも私どもいろいろな工夫をし、また末端での指導を進めておるところでございますが、御指摘のとおりなかなかその成果が一〇〇％達成されない。特にその傾向は都市近郊において多いわけでございます。

せつかく立法措置によつて云々というふうなお話でございますが、もともとこの制度が法律制度に基づくものでないということもございまして、私どもとして、そのために立法措置を講ずるといふことについてはなかなか難点があるうかと思ひますが、いずれにいたしましても圃地化を進めまして、転作物の生産性の向上あるいは残つた稲作部分の生産性への悪影響を排除するために、引き続き諸般の努力をしてまいりたいと思つております。

○沢田委員 最後の二問であります。現在都市計画区域内における農地というものの地位は、農地法の上から見ても都市計画法の上から見ても極めてあいまいな立場になつておる、そのために紛争が常に絶えない、こういう状況が続いているわ

けであります。いわゆる農林の管理する農地法の農地と、都市計画法で言う市街化区域における条件、この点とも相矛盾するわけでありまして、その総合調整が必要になる。私の見解によれば、昭和四十三年に都市計画法ができたときに、農林省はこの都市計画法には関知しなかつた。そのことから今日、この農地の存在というものがそれ自体も、人格がどうなつておるのかということすらあいまいになつておる。

簡単に聞きますけれども、これは法制局がかわりませんが、市街化区域内における農地とは果たして何ぞやということになるわけでありまして。市街化区域は常に居け出によつて宅地に転換できる、農地であつて農地でない、こういうこともあるわけでありまして、農地法は農地法で、農業委員会の議を経なければならぬと書いてある。こういうふうな人格の矛盾もありませんので、時間が長くなることは差し控えますから、きょうは研究課題として提起しておきまして、いずれ分科会か何かの際にこの問題はとことんまで質問することいたします。

本日は、農民の方々の苦衷を察し、大蔵委員各位の同意を得て、水田の再編のための所得に対して税制上の優遇措置をとらう、こういう意思に基づいて委員会が開かれたわけでありまして、その趣旨を十分体して、大蔵においても対応に過ちなきを期していただきたいし、また今後、それがより有効的に農民の生産意欲をつくつていただけるような対策を講じていただきたいと思つております。

大臣が来たところでちよつと終わりということになりかけたんですが、大臣おいでになりましたから一、二問で。もう水田の方は終わりますが、大蔵としても緊急な問題であります。今の円安の状況で、ある意味においては市中関係も、あるいはダウ一千万円以上の相当な株高も出ておりますし、これからの貿易摩擦の行方も不安があります。そういうふうなことで、国民は、これでこのままあるいは金利の引き上げというよ

うなことに運動するのじやなからうかという不安もなくありません。時間がありませんから、そういうことを總体的に含めて、大蔵大臣として、おなかもいづつばいになつたと思ひますから、ひとつきちつとした御報告なり御説明をいただいで質問を終わりたいと思ひます。

○竹下國務大臣 二つの点から見ますと、まず第一は、今、日銀總裁の予算委員会における答弁も聞いておりましたが、新聞紙上できょう、いわゆる短期金利の高目誘導、こういうふうな記事が出ておつた。それについて確かに、具体的に言えば、公定歩合等をいじればそれが一つの円高要因になるであろうが、そういうことを自分は念頭に置いて言つたものではないという、これは否定的な答弁でございました。

で、いろんな分析がございまして、先週末でも申しましたように、いわゆるアメリカのマネーサプライが予想以上に大きかつた。それから連銀当局者が、なお金利の先高観という印象を与えるような発言もした。そこで、いわゆるドルの独歩高、こういうふうな感じがしておる。きょうの寄りつきも二百六十円ちよつと上でございましたが、二百六十円七十五銭で寄りつた。しかし、今度はヨーロッパ通貨との比較を昨日の分をやつてみますと、ヨーロッパ通貨に比べればまだ安定基調のような感じではございます。がしかし、いづれにしてもドルの独歩高という感じは、だれしも今持つております。だが、現段階で、少なくとも短期金利の高目誘導というふうなものを念頭に置く段階ではなからう。そこで、むしろ我が国の国内金融が緩んでおりますから、あんまり我が国の金融市場の金利に先安観が出るのも、また為替に影響をさすだろう。いろんな慎重な配慮をして、結論から言つて、やはり乱高下——まあ乱高下とはどこまでが基準かという、これもまた議論のあるところですが、それには介入で対応していくというのが真つ当な考え方であらうということでした。

ことしの一月の五カ国大蔵大臣會議をやりまし

た際にも、大体は五カ国大蔵大臣会議というものは、十カ国大蔵大臣会議があったりするとき、それとなく寄って話し合う会でありましたのが、ポンド安からして、イギリスの方はむしろオープンにした方がいいんじゃないかということでもオープンになりまして、そのときにもいろいろ議論を重ねた結果、結局協調介入というものを時期に応じてはやろうという合意をしたわけですが、協調介入をやることそのものよりも、そういう合意をしたということが市場に警報を与えて、一時少し落ちついた。しかしまた、ドルの独歩高という感じが今日出ておるといことが実感じゃなからうかと思

います。ただ、我が国の円の立場から見ると、私はなお円高基調を期待しておる。言葉の限界は「期待しておる」まででございませうけれども、期待して、しかるべき経済の諸情勢、ファンダメンタルズはそれなりにいい状態にあるというふうな理解をしておるといことが、ドルの独歩高の現状に対する分析ではないかな、そして円安に対する懸念というものが、いわば、なおファンダメンタルズがいいから円高基調が期待できるという表現が限界かな、こんな感じがしておるとい

ています。それからもう一つ、いわゆる対米貿易の問題でございませう。政府もいろんな手をそれぞれ打っておりますが、言われておるのは、いわゆる円ドル問題のように、それは第三者が見ていいことも悪いこともありますけれども、あんなように、うまくテンポよく進めるようにほかのものもしたらどうだ、こういうのが確かに米政府当局にあるうかと思えますけれども、円ドル問題というのはいわゆる円の自由化あるいは国際化というのが究極的に、今金融大園でございませうから、日本のためになるメリットの方が大きいから、やっぱり環境を逐次整備したら、それが比較的スムーズに進んでおるといふふうな理解をすべきであって、個々の問題につきましても、それぞれ東京ラウンドの前

倒しとかいろいろんことをやっておりますが、個別的にも絶えず経済情勢の推移を見ながらこれに手を打っていくことが必要であって、特に相互の理解不足のためにいろいろなクレームがつく問題については、積極的に理解を深める努力をすれば、なお理解は深まっていくんじゃないか。

何しろ、石油価格が下がって、我が国は原材料の価格が下がって、そして米国の景気が予想以上によくて輸出が伸びていくという、ある種の構造的なものもあります。一方、それよりもかなり多い資本流出が、結果として資本不足国に対して資本提供をしておりますし、日本の資本の流出が幾らか金利を下げているという要素も議論の中には出て、逐次理解をしていただいております。そこではなからうか。いずれにしても、やっぱりこの対米貿易問題というのは、絶えず繊細な神経を使いながらこれに対応していかなければならぬ問題であるという理解は、私もいたしております。

○沢田委員 以上で終わります。どうもありがとうございました。

○越智委員長 この際、昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来、理事会において御協議願いました結果、お手元に配付いたしましたとおりの起草案を得ました。

まず、本起草案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本起草案は、昭和五十九年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、税制上、次の軽減措置を講ずるものであります。

第一に、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなすこととしたしております。

第二に、農業生産法人が交付を受ける同補助金

については、圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受けた後二年以内に、事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入することとしたしております。

なお、本特例措置による国税の減収額は約九億円と見込まれております。

以上が本起草案の趣旨及び概要であります。

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

（本号末尾に掲載）

○越智委員長 この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があれば発言を許します。竹下大蔵大臣。

○竹下國務大臣 この法律案につきましては、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対いたしません。

○越智委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○越智委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○越智委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十分散会

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

（所得税の特例）

第一条 個人が、政府から昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十九年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を越える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

（法人税の特例）

第二条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取

得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和五十九年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約九億円である。

第一類第五号

大蔵委員會議録第四号

昭和六十年二月八日

昭和六十年二月十四日印刷

昭和六十年二月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K